判決 平成14年6月24日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第1420号 身の代金拐取, 拐取者身の代金要求被告事件

主文

被告人を懲役8年に処する。

未決勾留日数中110日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

、被告人は、経営していたコンビニエンスストアの運転資金や借金の返済資金等に 弱した挙げ句、小学校低学年の男児を誘拐し、同児の安否を憂慮する近親者から金 員を交付させようと企て、平成13年11月29日午後3時45分ころ、兵庫県三 木市a町bc番地のd付近路上において、小学校から帰宅途中の男児A(小学1年 生、当時7歳)に対し、「僕1人か。おうち遠いの。おっちゃん、子供迎えに来た んやけど、先帰ってしもたみたいや。雨降っとうし、なんやったら家まで送ったろ か。車に乗り。」などと嘘を言い、同児をして、その旨誤信させた上、被告人運転 の軽四輪乗用自動車に同乗させて、同車を発進させ、もって、身の代金を交付さる る目的で同児を誘拐した上、同日午後6時ころから同月30日午後1時15分ころ までの間、前後7回

にわたり、同県明石市 e 町 f g 丁目 h など数か所に設置された公衆電話から、同県三木市 a 町 b i 番地の j 所在の B 方又は同児の実母 C の携帯電話に電話をかけ、同女らに対し、「C さんですか。あんたの子供を誘拐した。金を用意してもらおか。俺の希望は 5 0 0 万や、明日の正午までに用意しとけ。警察に言うたら命の保証はない。」、「金は用意できた。かわいい子供や。奥さんが車に乗って来て欲しいんですけど。」、「加古川の方に出てください、バイパスに乗ってもらいます。携帯で連絡取り合います。私の言うとおりにしてください。子供さん、絶対安全やからね。警察には言っていませんね、ほんならすんなりいくと思います。」などと申し向けて身の代金を要求し、もって、同児の安否を憂慮する近親者の憂慮に乗じて財物の交付を要求する

行為をしたものである。

(証拠の標目)

(省略)

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、職務質問が契機になったとはいえ、被告人が自ら被害児童の居場所を 警察官に知らせたことにより被害児童が発見されたものであって、被告人が被害児 童を解放したということができるから、刑法228条の2の解放による刑の減軽を すべきである旨主張する。

被告人の判示所為のうち、身の代金拐取の点は、刑法225条の2第1項に、拐取者身の代金要求の点は、同法225条の2第2項にそれぞれ該当するが、この身の代金拐取と拐取者身の代金要求の間には手段結果の関係があるので、同法54条1項後段、10条により1罪として犯情の重い拐取者身の代金要求罪の刑で処断することとし、所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で、被告人を懲役8年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中110日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこ

ととする。

(量刑の理由)

1 本件は、被告人が、経営していたコンビニエンスストアの運転資金や借金の返済資金等に窮した挙げ句、小学校低学年の男児を誘拐して、その近親者から身の代金を奪い取ろうと考え、小学1年生の被害児童を騙して誘拐した上、その安否を憂慮する親等に身の代金500万円を要求したという、身の代金拐取、拐取者身の代金要求の事案である。

本件犯行は、被告人が、前記のように、自己の経営するコンビニエンスストア の運転資金や借金の返済資金等に窮し、それを得ようとして犯したものであって、 犯行の動機は自己の利益のために他を省みない身勝手なものというべきであり、 こに酌量の余地は存しない。被告人は、犯行に及ぶべき曜日、誘拐の対象、その方法、身の代金要求の方法、その受け取り方等を考えた上、誘拐した男児に目隠しをするためのアイマスクや同児が暴れた場合にその手足を縛るためのガムテープを準 備して、数日間に亘り誘拐できそうな男児を探して複数の小学校周辺等を徘徊し、 ついに本件犯行に及んだものであって,本件は強い実行意志の下に犯された計画的 犯行である。被告人は、小学1年生の幼い被害児童を言葉巧みに欺いて誘拐し、 2 1 時間もの間その家族から引き離して自己の支配下に置いた上、被害児童の祖父 や母親らに外国人グループによる計画的な犯行であるかのように装い、警察に通報 したら命の保証はないと告げ、電話の逆探知で居場所が判明しないようにするた め、電話をかける公衆電話を転々と変えるとともに短時間しか話さないようにし、 また、身の代金を確実に用意させるため、被害児童に「約束を守って。」と言わせ、更には、被害児童の通学する小学校の教頭を装い被害児童方の隣人に電話をか けて被害児童方の様子を窺うなど、警察への通報を妨げて犯行の発覚を防ぎ、あるいは警察の捜査を攪乱しながら、被害児童の安否を心配する近親者に多額の身の代 金を要求してこれを得ようとしたものであり、その犯行態様は、卑劣かつ狡猾なものであって、誠に悪質というほかない。被害児童が本件犯行によって受けた恐怖・ 不安感等の精神的苦痛は大きく、それが今後の成長過程で心的外傷にならないかと 懸念されるとともに、被害児童の近親者は、ある日突然に幼い子供を誘拐された 上、身の代金の要求を受け、子供の安全が確認されるまで生きた心地もせず、被告 人の言葉に一喜一憂し、被告人を刺激して子供の安全が害されてはいけないと心を その要求されるがままに身の代金である500万円を必死になって準備した 様子が窺われるのであって、被害児童の近親者に加えた精神的苦痛は甚だしく、 の被害感情には厳しいものがある。しかし、被告人から被害児童やその近親者に対する慰謝の措置はいまだ講じられていない。その他、本件犯行が被害児童と同年代の子供を持つ親等に不安を生じさせるなど、社会に与えた衝撃が大きいことや、ま た、その犯行態様の模倣性には強いものがあることも、量刑上看過するわけにはい かない。

これらのことを考え併せると、犯情は悪く、被告人の刑事責任は重いといわざ るを得ない。

4 してみると、被告人は、誘拐する男児の家族構成、近親者の資産の有無等を全

く調べることなく、たまたま見かけた本件被害児童を誘拐し、被害児童自身かられた。 を聞き出してその近親者に身の代金を要求しているのであり、計画は一般告人の考えた身の代金受け取りの仕掛けも稚拙なものであって、犯行の計画に合うないこと、被告人には、被害児童の生命、身体におり、はないのとはいえないこと、被告人には、被害児童におり、また、がは、ないり、ないのであるには至っていないこと、被告人は、対しており、ないり、ないり、ないのである。とは、ないり、ないのであるのである。と、であると、であると、であると、であると、であると、であると、であると、が社会復帰後のいること、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、主文の刑はやむないところである。

「検察官の科刑意見 懲役10年) よって、主文のとおり判決する。 平成14年6月24日 神戸地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官	森	岡	安	廣
裁判官	前	田	昌	宏
裁判官	伏	見	尚	子